

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成29年2月6日付け答申第127号)

第1 事案の概要

H26.4.9 審査請求人

情報公開条例(以下「条例」)に基づき、警察本部長(以下「実施機関」)に対し、次の文書を開示請求(以下「本件開示請求」)。

「名称が不明であるが、熊本県警察本部組織犯罪対策課が平成19年から平成22年までに、組織的に使うものとして保有していた文書(特に4課の平成19年当時のA警部(B性)の氏名等が記載されている文書)。また、平成19年当時に熊本県警察本部組織犯罪対策課のマル暴に被疑者のA警部が存在していたという事実は、熊本地方裁判所の判事殿ら及び私の国選弁護士であったC先生が確認済みであり、熊本地裁の平成D年(E)第F号などの判決主文にも記載されている。」

H26.5.12 実施機関

実施機関は、請求内容の補正を審査請求人に対して行ったが、それでもなお、本件開示請求については、対象文書を特定するために必要な事項の記載が不十分であり、対象文書の特定ができないことから、形式上の不備による不開示決定を行った。

H26.6.13 審査請求人

公安委員会に対し、形式上の不備による不開示決定を不服として、審査請求。

H26.8.8 公安委員会

情報公開審査会に諮問。

H27.10.15 情報公開審査会

形式上の不備による不開示決定は、これを取り消し、条例第6条第2項の規定に基づく補正手続を適正に行った上で、改めて条例第11条第1項又は第2項の規定に基づく決定を行うべきであるとする答申を、公安委員会に対して行った。

H27.11.5 公安委員会

形式上の不備による不開示決定を取り消すとの裁決を行った。

H28.6.29 実施機関

実施機関は、改めて、請求内容の補正を3度、審査請求人に対して行った後、本件開示請求については、審査請求人が説明する「Aなる警部」が存在せず、本件開示請求に係る行政文書も存在しないことから、不存在による不開示決定(以下「本件不開示決定」という。)を行った。

H28.7.7 審査請求人

公安委員会に対し、本件不開示決定を不服として、審査請求。

H28.9.2 公安委員会

情報公開審査会に諮問。

第2 当事者の主張の趣旨

1 審査請求人

- ・ 本件不開示決定の取消しを求める。
- ・ 再三再四に亘り、平成G年H月I～J日発生私のK事件である「熊本地裁、平成D年(E)第F号」に記載してある平成19年～22年に熊本県警察官(マル暴B性警部)である「知り合いの警察官」のことだと申し述べ続けているが、いつまで経過しても、Aなる者は存在しないで逃げているので、きちんと判決謄本に記載されている「知り合いの警察官」で、現在、熊本地検で被告人として私から刑事告発されている熊本県警察官のことである。
- ・ 「熊本地裁の平成D年(E)第F号の判決主文に明確に記載されている知り合いの警察官」のことで、A警部が存在しないのならそれでいいから、存在している「知り合いの警察官」の氏名が記載されている行政文書を、なんでもいいから1枚でもいいから開示しなさい。

2 実施機関

- ・ 審査請求人が提出した平成D年(E)第F号の判決文には、「知り合いの警察官」としか記載されておらず、当該警察官の氏名及び同人の特定に資する事項は記載されていなかった。
- ・ 組織犯罪対策課の警察官に対して、開示請求書や「知り合いの警察官」の身体的特徴等を提示し調査を行う等、関係機関に対し「知り合いの警察官」に係る調査を行ったが、特定にはいたらなかった。
- ・ よって、平成19年から平成22年までの間、組織犯罪対策課及び熊本南警察署にAなる警部は存在せず、本件開示請求に係る行政文書が存在しないことから、条例第11条第2項の規定に基づき行った本件不開示決定処分に違法又は不当な点はない。

第3 審査会の判断

1 結論

不存在による不開示決定は、これを取り消し、理由を正確に記載し直した上で、改めて決定を行うべきである。

2 理由

(1) 本件請求文書の特定の可否について

審査請求人との間で、3度の補正を行った後、実施機関は、組織犯罪対策課の警察官に対して、開示請求書や「知り合いの警察官」の身体的特徴等を提示し調査を行う等、関係機関に対し可能な範囲で調査を行ったが、何れも「知り合いの警察官」に係る情報は得られていない。

実施機関は、審査請求人が説明する「知り合いの警察官」の特定には至らなかったものと認められる。

審査請求人は、当初、請求書の中では、組織犯罪対策課が平成19年から平成22年に保有していた文書のうち、特に4課のA警部の氏名等が記載されている文書を請求していたが、補正過程において、審査請求人の請求文書が、「A警部」の氏名等が記載されている文書から、熊本地裁の平成D年(E)第F号の判決文

に記載されている「知り合いの警察官」の氏名等が記載されている文書に変遷していることが認められる。これを受け、実施機関は「知り合いの警察官」に関する情報を審査請求人から補正手続で可能な限り収集して、それを基に所要の調査をしたにもかかわらず、「知り合いの警察官」を特定できなかったのであれば、特定できない者の氏名等が記載されている文書は、特定できないものと認められる。

(2) 本件不開示決定について

上記(1)のとおり、本件請求文書は特定できなかったものと認められるところ、実施機関は、本件不開示決定とした理由を「平成19年から平成22年までの間、熊本県警察本部組織犯罪対策課及び熊本南警察署にAなる警部は存在せず、本件開示請求に係る行政文書が存在しないため。」として、不存在を理由に不開示決定を行っている。

不開示決定の理由を不存在とした理由について、当審査会から実施機関に説明を求めたところ、「判決文にある『知り合いの警察官』について、その存在を肯定も否定もできる立場になく、そのため、審査請求人が説明する『A警部』の身体的な特徴から調査を行うしかなく、所要の調査を行うも、その存在が確認できなかったため、審査請求人が説明する『Aなる警部』が存在しないとして不存在の不開示決定を行った。」との回答であった。

しかし、正確な理由としては、上記(1)のとおり、「知り合いの警察官」を特定できなかったことによる形式上の不備によるものであり、不開示決定の理由が誤っていると言わざるを得ない。

よって、本件不開示決定は、これを取り消し、理由を正確に記載し直した上で、改めて、条例第11条第1項又は第2項の規定に基づく決定を行うべきである。

諮問実施機関	：熊本県公安委員会
諮問日	：平成28年9月2日（諮問第177号）
答申日	：平成29年2月6日（答申第127号）
事案名	：熊本県警察本部組織犯罪対策課が平成19年から平成22年に保有していた文書のうち、特定警部の氏名が記載されている行政文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成28年6月29日に行った不存在による不開示決定は、これを取り消し、理由を正確に記載し直した上で、改めて熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第11条第1項又は第2項の規定に基づく決定を行うべきである。

第2 諮問に至る経過

1 平成26年4月9日、審査請求人は、条例第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の内容の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「名称が不明であるが、熊本県警察本部組織犯罪対策課が平成19年から平成22年までに、組織的に使うものとして保有していた文書（特に4課の平成19年当時のA警部（B性）の氏名等が記載されている文書）。また、平成19年当時に熊本県警察本部組織犯罪対策課のマル暴に被疑者のA警部が存在していたという事実は、熊本地方裁判所の判事殿ら及び私の国選弁護士であったC先生が確認済みであり、熊本地裁の平成D年（E）第F号などの判決主文にも記載されている。」

2 平成26年4月17日、実施機関は、本件開示請求に形式上の不備があるとして、条例第6条第2項の規定に基づき、審査請求人に対し、補正通知書を送付した。

3 平成26年5月7日、審査請求人は、実施機関に対し、補正通知書に対する補正書を提出した。

4 平成26年5月12日、実施機関は、補正書を受け、本件開示請求については、対象文書を特定するために必要な事項の記載が不十分であり、対象文書の特定ができないことから、形式上の不備による不開示決定を行った。

5 平成26年6月13日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、熊本県公安委員会に対し、形式上の不備による不開示決定を不服とする審査請求を行った。

6 平成26年8月8日、熊本県公安委員会は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行

った。

- 7 平成27年10月15日、当審査会は、形式上の不備による不開示決定は、これを取り消し、条例第6条第2項の規定に基づく補正手続を適正に行った上で、改めて条例第11条第1項又は第2項の規定に基づく決定を行うべきであるとする答申を、熊本県公安委員会に対して行った。
- 8 平成27年11月5日、熊本県公安委員会は、形式上の不備による不開示決定を取り消すとの裁決を行った。
- 9 平成27年11月24日、実施機関は、本件開示請求に形式上の不備があるとして、条例第6条第2項の規定に基づき、審査請求人に対し、補正通知書（以下「本件補正通知書」という。）を送付した。
- 10 平成27年12月7日、審査請求人は、実施機関に対し、本件補正通知書に対する補正回答書（以下「本件補正回答書」という。）を提出した。
- 11 平成27年12月24日、実施機関は、本件補正回答書の内容について確認事項があるとして、条例第6条第2項の規定に基づき、審査請求人に対し、補正通知書（以下「本件補正通知書」という。）を送付した。
- 12 平成28年1月14日、審査請求人は、実施機関に対し、本件補正通知書に対する補正回答書（以下「本件補正回答書」という。）を提出した。
- 13 平成28年3月3日、実施機関は、本件補正回答書の内容について確認事項があるとして、条例第6条第2項の規定に基づき、審査請求人に対し、補正通知書（以下「本件補正通知書」という。）を送付した。
- 14 平成28年3月17日、審査請求人は、実施機関に対し、本件補正通知書に対する補正回答書（以下「本件補正回答書」という。）を提出した。
- 15 平成28年6月29日、実施機関は、補正回答書、及びを受け、本件開示請求については、審査請求人が説明する「Aなる警部」が存在せず、本件開示請求に係る行政文書も存在しないことから、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 16 平成28年7月7日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、熊本県公安委員会に対し、本件不開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 17 平成28年9月2日、熊本県公安委員会は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 再三再四に亘り、平成G年H月I～J日発生私のK事件である「熊本地裁、平成D年(E)第F号」に記載してある平成19年～22年に熊本県警察官(マル暴B性警部)である「知り合いの警察官」のことだと申し述べ続けているが、いつまで経過しても、Aなる者は存在しないで逃げているので、きちんと判決謄本に記載されている「知り合いの警察官」で、現在、熊本地検で被告訴人として私から刑事告発されている熊本県警察官のことである。
- (2) 「熊本地裁の平成D年(E)第F号の判決主文に明確に記載されている知り合いの警察官」のことで、A警部が存在しないのならそれでいいから、存在している「知り合いの警察官」の氏名が記載されている行政文書を、なんでもいいから1枚でもいいから開示しなさい。
- (3) A警部が存在しないのならそれでいいから、Aではない「知り合いの警察官」が存在しているという証拠の氏名記載の行政文書を開示してくれと述べている。
- (4) 今でもまだ「A警部なる知り合いの熊本県警察官」とほざいている。
- (5) 熊本県情報公開審査会の答申において、熊本地検の検事に対して「知り合いの警察官」らを処罰するよう申し入れを行うことを決定し、審査会が早急に申し入れを行っていただきたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの弁明書等での説明内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人が提出した平成D年(E)第F号の判決文には、「知り合いの警察官」としか記載されておらず、当該警察官の氏名及び同人の特定に資する事項は記載されていなかった。
- (2) 組織犯罪対策課の警察官に対して、開示請求書や「知り合いの警察官」の身体的特徴等を提示し調査を行う等、関係機関に対し「知り合いの警察官」に係る調査を行ったが、特定にはいたらなかった。
- (3) 平成19年から平成22年には、組織犯罪対策課及び熊本南警察署に警部の階級でAという警察官は在籍していなかった。
- (4) よって、平成19年から平成22年までの間、組織犯罪対策課及び熊本南警察署にAなる警部は存在せず、本件開示請求に係る行政文書が存在しないことから、条例第11条第2項の規定に基づき行った本件不開示決定処分に違法又は不当な点はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件開示請求に係る文書について

本件開示請求に係る文書（以下「本件請求文書」という。）は、組織犯罪対策課が平成19年から平成22年までに保有していた文書であると認められる。

また、審査請求人は、このうち、特に4課のA警部の氏名等が記載されている文書を求めており、本件開示請求書において、このA警部が、特定事件に係る判決文（熊本地裁の平成D年（E）第F号、第L号）に記載されている人物である旨を主張している。

2 本件請求文書の特定について

（1）条例第6条第1項第2号の規定について

条例第6条第1項第2号は、開示請求書には、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないことを規定している。

「行政文書の名称」については、求める行政文書の正式の名称でなくとも、通称として用いられているものを含む。

また、「行政文書を特定するに足りる事項」については、実施機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があれば足り、請求された行政文書が特定されたものとして扱うことになる。

なお、個別具体の開示請求事案における行政文書の特定は、各実施機関が個別に判断することとなるが、「（実施機関又はその下部組織）の保有する文書」のように記載された開示請求については、行政文書の範囲は形式的、外形的には一応明確ではあるものの、一般的には、行政組織の活動は多種多様であって、その全てに係る行政文書を請求しているとは考え難いことや保有する行政文書の量等に照らして、この条例の開示請求制度上は、特定が不十分であると考えられる。

ただし、開示請求者は、求める情報が実施機関においてどのような形で存在しているかを知らず、的確な表示をするための情報を持っていないことが想定されることから、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に求める行政文書を指し示すことができるよう、実施機関は、行政文書の特定に資する情報の提供を行うこととされている（条例第35条）。

（2）条例第6条第2項の規定について

条例第6条第2項は、実施機関が開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができると規定し、この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないとされている。

形式上の不備とは、行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る行政文書が特定されていない場合も含まれ、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合には、その開示請求は拒否されることとなる。

なお、行政文書の特定が不十分であることにより形式上の不備とする場合においては、開示の実施ができない程度にまで不特定である場合は格別、実施機関の都合で特定性の要件を厳格にすることは妥当ではない。

(3) 本件不開示決定における補正手続について

ア 本件補正通知書 及び本件補正回答書 について

上記1に記載のとおり、審査請求人は、組織犯罪対策課のうち、特に4課のA警部の氏名等が記載されている文書を請求していることが認められる。

しかし、本請求の内容では、文書量が多すぎるうえ、組織犯罪対策課に4課は存在せず、本件請求文書の特定ができないことから、実施機関は、審査請求人に対し、組織犯罪対策課の所掌事務等について情報提供を行うとともに、判決文には「A警部」との記載はなく「知り合いの警察官」との記載しかないことを示し、他に「A警部」について知っていることを回答するよう、相当の期間を定め、本件請求文書を特定するための補正を求めたところ、審査請求人は、以下のように回答している。

(ア) 審査請求人が説明する「A警部」について

所属部署：平成19年当時、南署マル暴

階級：平成19年当時、警部

氏名：知り合いの警察官

警察本部の組織犯罪対策課の刑事なら誰でも知っているの
で、氏名を聞けばいい。

(イ) 判決文に記載されている「知り合いの警察官」は「A警部」
のことである。理由は、MのN、OとPのQが供述しており、
私に事件当時、「A警部」と申し述べていたから。Aが偽名な
のであれば、私のR事件担当のS、T及びU、MのN及びPの
Qに尋ねてください。

イ 本件補正通知書 及び本件補正回答書 について

審査請求人から、上記アの回答を得た実施機関は、判決文の記載内容も確認したうえで文書の特定を進めるが、平成G年当時、熊本南警察署の暴力団対策担当（刑事第2課）に「A」という名字の警部は存在せず、特定できなかったため、「知り合いの警察官（A警部）」について、今度は、身体的特徴等について知っていることを回答するよう、相当の期間を定め、本件請求文書を特定するための補正を求めたところ、審査請求人は、以下のように回答している。

（ア）私のK事件の被告訴人である「知り合いの警察官」のことである。現在、熊本地検にこの「知り合いの警察官」を告訴中である。

（イ）V歳くらい～W歳、Xcm～Ycm、Z型（AA）

ウ 本件補正通知書 及び本件補正回答書 について

審査請求人から、上記イの回答を得た実施機関は、より具体的にどのような内容の文書を求めているかについて、相当の期間を定め、本件請求文書を特定するための補正を求めたところ、審査請求人は、以下のように回答している。

（ア）「知り合いの警察官」の氏名等が分からないので、それを特定するために「知り合いの警察官」の氏名等が記載されている文書が必要である。

（イ）QとNの供述調書で警察に保管してあるのを見れば「知り合いの警察官」を特定できる。又、その調書を作成した警察官に尋ねれば「知り合いの警察官」の氏名が分かる。

（4）本件請求文書の特定の可否について

審査請求人と、上記（3）の補正手続を行った後、実施機関は、組織犯罪対策課の警察官に対して、開示請求書や「知り合いの警察官」の身体的特徴等を提示し調査を行う等、関係機関に対し可能な範囲で調査を行ったが、何れも「知り合いの警察官」に係る情報は得られていない。

以上、実施機関は、請求文書の特定のために補正を繰り返し、調査を行ったものの、審査請求人が説明する「知り合いの警察官」の特定には至らなかったものと認められる。

審査請求人は、当初、請求書の中では、組織犯罪対策課が平成G年から平成22年に保有していた文書のうち、特に4課のA警部の氏名等が記載されている文書を請求していたが、上記（3）の補正過程において、審査請求人の請求文書が、「A警部」の氏名等が記載されている文書から、熊本地裁の平成D年（E）第F号の判決文に記載されている「知り合いの警察官」の氏名等が記載されている文書に変遷し

ていることが認められる。これを受け、実施機関は「知り合いの警察官」に関する情報を審査請求人から補正手続で可能な限り収集して、それを基に所要の調査をしたにもかかわらず、「知り合いの警察官」を特定できなかったのであれば、特定できない者の氏名等が記載されている文書は、特定できないものと認められる。

3 本件不開示決定について

上記2 - (4) のとおり、本件請求文書は特定できなかったものと認められるところ、実施機関は、本件不開示決定とした理由を「平成19年から平成22年までの間、熊本県警察本部組織犯罪対策課及び熊本南警察署にAなる警部は存在せず、本件開示請求に係る行政文書が存在しないため。」として、不存在を理由に不開示決定を行っている。

不開示決定の理由を不存在とした理由について、当審査会から実施機関に説明を求めたところ、「判決文にある『知り合いの警察官』について、その存在を肯定も否定もできる立場になく、そのため、審査請求人が説明する『A警部』の身体的な特徴から調査を行うしかなく、所要の調査を行うも、その存在が確認できなかったため、審査請求人が説明する『Aなる警部』が存在しないとして不存在の不開示決定を行った。」との回答であった。

しかし、正確な理由としては、上記2 - (4) のとおり、「知り合いの警察官」を特定できなかったことによる形式上の不備によるものであり、不開示決定の理由が誤っていると言わざるを得ない。

よって、本件不開示決定は、これを取り消し、理由を正確に記載し直した上で、改めて、条例第11条第1項又は第2項の規定に基づく決定を行うべきである。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人は、当審査会に対し、第3 - 2 - (5) 等の要望を述べているが、当審査会は熊本県情報公開条例第19条第1項に基づく行政文書の開示決定等に係る審査請求等について、実施機関の諮問に応じ、答申を行う機関であって、他の機関に対する申し入れや事件自体の調査等を行う機関ではないことを付記する。

熊本県情報公開審査会

会 長 鹿瀬島 正剛

会長職務代理者 原島 良成
委 員 石井 麻衣子
委 員 立石 邦子
委 員 井寺 美穂

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年 9月 2日	・ 諮問（第177号）
平成28年10月17日	・ 審査請求人から意見書を受理
平成28年11月16日	・ 審議
平成28年12月21日	・ 実施機関からの説明聴取及び審議
平成29年 1月18日	・ 審議